

広島県情報公開・個人情報保護審査会（諮問（情）第679号）

第1 審査会の結論

広島県知事（以下「実施機関」という。）が、本件異議申立ての対象となった行政文書について、一部を不開示と決定した処分は妥当である。

第2 異議申立てに至る経過

1 開示の請求

異議申立人は、平成22年12月27日付けで、広島県情報公開条例（平成13年広島県条例第5号。以下「条例」という。）第6条の規定により、実施機関に対し、次のとおり行政文書の開示の請求をした。

<開示請求書の記載内容>

平成22年7月20日付け西建東第489号による行政文書不存在通知書を郵送した行為に係る効果とその結果、並びにその郵送方法を選択した根拠または必然性が確認できる行政文書を開示請求の対象とします。

なお、上記の効果と結果には、郵便局が管理している郵送記録を広島県が確認した際の文書を含むこととします。

2 本件請求に対する決定

実施機関は、本件請求に対し、条例第10条第2号に該当する情報を不開示とした行政文書部分開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、平成23年1月11日付けで異議申立人に通知した。

3 異議申立て

異議申立人は、平成23年2月14日付けで、本件処分を不服として、行政不服審査法（昭和37年法律第160号。平成26年法律第68号による全部改正前のもの）第6条の規定により、実施機関に対し異議申立てを行った。

第3 異議申立人の主張要旨

1 異議申立ての趣旨

本件処分を取り消し、本件請求文書の開示を求める。

2 異議申立ての理由

異議申立人が異議申立書で主張している異議申立ての理由は、おおむね次のとおりである。

本件処分は、開示請求の対象とした「それぞれの通知書の郵送方法を選択した根拠またはその必然性が確認できる行政文書」についての開示決定等を行っておらず、かつ、期限内に通知をしていない不当な処分であります。

よって、条例第8条（開示決定等の期限）の「開示請求があった日から15日以内に開示決定等を行わなければならない」という規定に基づき、速やかに適正に開示決定等（通知を含む）を行うよう要求します。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関が理由説明書で説明する本件処分を行った理由は、おおむね次のとおりである。

開示請求内容のうち存在する文書は「当該諮問通知を特定記録扱いで郵送したことによる効果とその結果が確認できる行政文書」に該当する「当該特定記録郵便について、郵便局が管理している郵送記録を広島県が確認した行政文書」のみであった。

このため、当該文書を開示対象文書として特定したうえで、当該文書には、特定の個人が識別され得る情報が含まれている箇所があることから、条例第10条第2号の規定により、行政文書部分開示決定を行ったものである。

当該異議申立書記載の文書は不存在であったが、不存在通知は施行しなかった。

しかし、異議申立人による平成23年1月24日付けの開示請求書において、本件行政文書部分開示決定通知書では、当該異議申立書記載の文書について対象となっていない旨の疑義が呈されたため、条例の規定により、行政文書不開示決定（不存在）処分を行い、平成23年2月8日付け西建東第1723号により行政文書不存在通知を行っている。

このことから、当該異議申立書記載の文書について速やかに適正に開示決定等（通知を含む）を行うよう要求している本件審査請求の利益は存在しない。

第5 審査会の判断

1 本件異議申立てについて

本件異議申立ては、異議申立人が開示請求の対象とした、行政文書不存在通知書の「その郵送方法を選択した根拠または必然性が確認できる行政文書」（以下「異議申立人の主張する未決定部分」という。）についての開示決定等を求めたものである。

これに対して、実施機関は、開示請求内容のうち存在する文書は、行政文書不存在通知書を特定記録扱いで「郵送した行為に係る効果とその結果が確認できる行政文書」に該当する、当該特定記録郵便について「郵便局が管理している郵送記録を広島県が確認した際の文書」のみであったことから、当該文書を開示対象文書として特定したうえで、当該文書には、特定の個人が識別され得る情報が含まれている箇所があることから、条例第10条第2号の不開示理由に該当する部分を不開示として、行政文書部分開示決定を行ったものであると主張している。

異議申立人は、本件処分を対象として異議申立てを行っていることから、以下本件処分の妥当性について検討する。

2 本件処分の妥当性について

(1) 本件処分について

実施機関は、行政文書不存在通知書を特定記録扱いで「郵送した行為に係る効果とその結果が確認できる行政文書」に該当する、当該特定記録郵便について「郵便局が管理している郵送記録を広島県が確認した際の文書」として、平成22年7月20日付け西建東第489号の特定記録郵便について、郵便局が管理している郵送記録を広島県が確認した行政文書（以下「本件対象文書」という。）を特定した上で、当該文書には、条例第10条第2号の不開示情報が含まれていることから、行政文書部分開示決定を行ったと

主張している。

審査会において、本件処分に係る起案文書を見分したところ、本件対象文書は、「書留・特定記録郵便物等受領証」及び「郵便物検索結果 詳細」を1枚に複写したものであって、「書留・特定記録郵便物等受領証」のお届け先のお名前欄には、平成22年7月20日付け西建東第489号による行政文書不存在通知書の名宛人の名前が記載され、平成22年7月20日付けの受付印が押印されていた。「郵便物検索結果 詳細」は、日本郵便のホームページにおいて、郵便物の状態等を検索し、表示したものを印刷したものであって、本件の書留・特定記録郵便物等受領証のお問い合わせ番号欄に記載された番号が、検索した番号として記載され、状態として「引受」、「お届け先にお届け済み」等と記載され、それに対応した状態発生日が記載されていた。

なお、実施機関は、理由説明書において「当該諮問通知（原文ママ）を特定記録扱いで郵送したことによる効果とその結果が確認できる行政文書」に該当する「当該特定記録郵便物について、郵便局が管理している郵送記録を広島県が確認した行政文書」のみであった。」と主張しているが、これは、実施機関の主張の趣旨からすると、「当該通知書」とすべきところを誤って記載したものと考えられる。

これらのことから、実施機関が本件対象文書を特定したことは妥当である。

また、審査会において、本件対象文書を見分したところ、本件対象文書の不開示部分は、「書留・特定記録郵便物等受領証」のお届け先のお名前欄に記載された名前であることから、不開示部分は条例第10条第2号の不開示理由に該当し、当該部分を不開示とした実施機関の判断は妥当である。

(2) 異議申立人が決定されていないと主張する部分について

異議申立人は、異議申立人の主張する未決定部分について、速やかに処分を行うよう主張しており、異議申立人によるこの主張は、実施機関の不作為に対する不服申立てと解される。

異議申立人の主張は、本件開示請求における「平成22年7月20日付け西建東第489号による行政文書不存在通知書を郵送した行為に係る効果とそ

の結果、並びにその郵送方法を選択した根拠または必然性が確認できる行政文書を開示請求の対象とします」については、行政文書不存在通知書を郵送した行為に係る効果とその結果が確認できる行政文書と、行政文書不存在通知書の郵送方法を選択した根拠または必然性が確認できる行政文書の2件の請求をしているものであって、行政文書不存在通知書の郵送方法を選択した根拠または必然性が確認できる行政文書について決定が行われていないとするものである。

これに対して、実施機関は、異議申立人による平成23年1月24日付けの開示請求（以下「別件開示請求」という。）に対して、平成23年2月8日付けで、異議申立人の主張する未決定部分の行政文書不開示（不存在）決定を行っており、異議申立人の主張する未決定部分について開示決定等を行うことを求めた本件異議申立ての利益は存在しないと主張している。

審査会において本件開示請求書を見分したところ、「効果とその結果、並びにその郵送方法を選択した根拠または必然性が確認できる行政文書」については、構文上、「並びに」とあることから、「効果とその結果」及び「その郵送方法を選択した根拠または必然性」について、それぞれ確認できる文書の開示を求めるものであると考えられる。

本件対象文書は、本件請求における「上記の効果と結果には、郵便局が管理している郵送記録を広島県が確認した際の文書を含むこととします」に対応して対象文書として特定されたものであって、これは「効果とその結果」を確認できる文書として特定されたものである。

そうすると、「その郵送方法を選択した根拠または必然性」を確認できる文書に係る開示等決定は、行われていないこととなる。

実施機関は、別件開示請求に対する処分に併せて行政文書不開示（不存在）決定をしており、本件異議申立ての利益は存在しないと主張しているが、不開示（不存在）の決定は、本件開示請求に対して行うべきものであって、異議申立人による、異議申立人の主張する未決定部分については決定が行われていないとする主張は妥当であり、実施機関は、本件開示請求に対する対象文書を特定した上で、開示決定等を行うべきものと考えられる。

しかしながら、不作為に対する不服申立てについては、本件異議申立てが提起された時点の条例の規定によれば、当審査会に諮問することとされている処分に当たらないことから、当審査会において当該不服申立てについて判断は行わないが、条例第8条第1項に開示決定等に係る期限が定められていることに鑑みれば、速やかに開示決定等を行うことが望まれる。

3 結論

よって、当審査会は、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別記のとおりである。

別記

審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
平成23年 3 月 29 日	・ 諮問を受けた。
令和 6 年 12 月 10 日	・ 実施機関に理由説明書の提出を要求した。
令和 7 年 3 月 21 日	・ 実施機関から理由説明書を収受した。
令和 7 年 4 月 7 日	・ 異議申立人に理由説明書の写しを送付した。 ・ 異議申立人に意見書の提出を要求した。
令和 7 年 9 月 26 日 (令和 7 年度第 6 回第 3 部会)	・ 諮問の審議を行った。
令和 7 年 10 月 24 日 (令和 7 年度第 7 回第 3 部会)	・ 諮問の審議を行った。
令和 7 年 11 月 28 日 (令和 7 年度第 8 回第 3 部会)	・ 諮問の審議を行った。

参 考

答申に関与した委員（五十音順）

【第 3 部会】

片 上 孝 洋	広島修道大学教授
金 谷 信 子	広島市立大学教授
下 宮 憲 二 (部 会 長)	弁護士